

次期大阪府国民健康保険運営方針（素案）

■ 全国に先駆けて保険料率統一による被保険者負担の公平化をめざした現行方針の理念・取組を継承し、引き続き保険財政の安定的運営を図りつつ、人生100年時代を見据えた予防・健康づくり事業の充実・拡大を図る。また、新型コロナウイルス感染症の影響について、柔軟な対応を検討する旨の項目を設ける。

次期大阪府国保運営方針（素案）の概要（令和2年策定予定）

※下線は、変更・新規項目

I 基本的事項

- 目的：府と市町村の適切な役割分担の下、国民健康保険の安定的な財政運営並びに市町村国保事業の広域化及び効率化を推進するための統一の方針として策定
- 根拠：国民健康保険法第82条の2
- 対象期間：令和3年4月1日から令和6年3月31日の3年間

II 府における国保制度の運営に関する基本的な考え方

- 被保険者間の受益と負担の公平性の確保
 - 同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険料額となるよう、保険料率を統一（統一時期）平成30年4月1日（6年間の激変緩和措置期間を設ける）
- 予防・健康づくり、医療費適正化取組の推進
 - 被保険者自身による予防・健康づくりのための取組推進

基本認識

- 社会保険制度としての国保は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、権限・財源・責任を国において一元的に担うことが本来の姿
- 今回の改革は、安定的かつ持続可能な医療保険制度の構築に向けた通過点

視点

- 「大阪府で一つの国保」の考え方の下、
- 被保険者間の受益と負担の公平性の確保
- 予防・健康づくり、医療費適正化取組の推進
- 保険財政の安定的運営 ○事業運営の広域化・効率化



本文の章立て

III 国保の医療に要する費用・財政見通し

- ・「決算補填等目的の法定外一般会計繰入」等の計画的解消をめざす

IV 市町村における保険料の標準的な算定方法

- ・市町村標準保険料率は府内統一
(市町村ごとの医療費水準は反映しない。激変緩和措置の対象を全市町村に全面拡大しその財源を活用。)

V 市町村における保険料の徴収の適正な実施

- ・収納率向上に対するインセンティブ方策として、市町村の実績と取組の両面から評価（目標収納率の設定）

VI 市町村における保険給付の適正な実施

- ・レセプト点検、第三者求償・過誤調整等の取組強化

VII 医療費の適正化の取組

- ・健康づくり、生活習慣病重症化予防等の保健事業、並びに適正受診・適正服薬等を推進
- ・施策推進にあたっての府と市町村の役割を明確化

VIII 市町村が担う事務の広域的・効率的な運営の推進

- ・被保険者証の様式・更新時期・有効期間等の統一、一斉更新事務の共同実施

IX 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

- ・地域包括ケア推進に対するインセンティブ方策として市町村を評価、高齢者の保健事業と介護予防の取組と連携

X 施策の実施のために必要な関係市町村相互の連絡調整

- ・新たな課題などを対等な立場で協議する場として、調整会議を引き続き設置
- ・運営に関し、コロナ禍で重大な影響が生じていると認められる場合は、運営方針の趣旨に沿った対応措置を設ける

これまでの取組

○被保険者間の負担の公平化⇒保険料統一の取組の進展

- ・統一保険料率採用8団体（R2）
今後新規採用予定（R1未計画上） R3:2団体 R4:1団体 R5:0団体 R6:28団体
- ・賦課方式統一（介護分2方式の採用）〈H29:11団体からR2:40団体へ〉

○国保事業の広域化及び効率化

- ・被保険者証の様式、更新時期、有効期間を統一〈H30～〉
- ・被保険者証発行業務を共同処理化（府国保連合会に委託）〈H30～〉
- ・あん摩マッサージ、はりきゅう施術療養費審査支払事務を全市町村分集約化〈R1.10～〉

○医療費の適正化

- ・特定健診受診率 〈H27:29.9%→H30:30.8%〉
- ・特定保健指導実施率 〈H27:15.0%→H30:18.5%〉
- ・人間ドックの府内全市町村での展開 〈H30～〉
- ・アスマイル事業を府・市町村共同事業として開始 〈H30～〉
- ・医療費通知の通知回数を年6回に統一 〈H30～〉

改定の背景

保健事業における新たな国の方針性

～「人生100年時代」を見据えた予防・健康づくり事業の取組～

- 予防・健康づくり支援交付金制度の創設（令和2年度）
- ・保健事業の取組に対する財政支援の充実
- ・国インセンティブの獲得、調整財源活用
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進

新型コロナウイルス感染症への対応

- ・感染症が及ぼす影響の把握